

**関東信越税理士会
熊谷支部 6 月例会次第**

日時 令和 1 年 6 月 2 0 日 (木)
午後 1 時 2 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------------|----------------------------|---|---------------|
| (1) 4 月 2 3 日・2 4 日 | 森いづみ会員御主人様通夜・告別式 | 於 | メモリード典礼会館 |
| (2) 5 月 1 0 日 (金) | 研修・例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 5 月 1 0 日 (金) | 監事監査会 | 於 | 支部事務局 |
| (4) 5 月 1 0 日 (金) | 予算編成会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 5 月 1 0 日 (金) | 顧問相談役会 | 於 | 木曽路 |
| (6) 5 月 2 0 日 (月) | 大里地区租税教育推進協議会定期総会 | | |
| | 於 埼玉県産業技術総合センター北部研究所 3 階講堂 | | |
| (7) 5 月 2 2 日 (水) | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会 | 於 | 熊谷市商工会館 |
| (8) 5 月 2 2 日 (水) | 熊谷法人会第 7 回定時総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (9) 5 月 2 3 日 (木) | 支部第 1 回理事会 | 於 | 日本政策金融公庫 |
| (10) 5 月 2 7 日 (月) | 熊谷商工会議所表彰式 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (11) 5 月 3 1 日 (金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (12) 5 月 3 1 日 (金) | 正副支部長・地域長会 | 於 | 支部事務局 |
| (13) 6 月 5 日 (水) | ソフトボール部結成式 | 於 | 甲子園第二球場 |
| (14) 6 月 6 日 (木) | 青色申告会連合会通常総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (15) 6 月 7 日 (金) | 熊谷法人会青年部会事業報告会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (16) 6 月 1 1 日 (火) | 熊谷支部ゴルフ会コンペ | 於 | 岡部チサンカントリークラブ |
| (17) 6 月 1 8 日 (火) | 越谷支部創立 4 0 周年記念式典 | 於 | 越谷コミュニティセンター |
| (18) 6 月 1 8・1 9 日 | 藤野廣治会員 通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 総務部会・福祉共済部会
日時 6 月 2 0 日 (木) 正午～
場所 ホテルガーデンパレス 2 階 錦
- (2) 例会・署との協議会
日時 6 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 2 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 第 3 9 回支部定期総会
日時 6 月 2 0 日 (木) 午後 3 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 関東信越税理士会第 6 8 回定期総会
日時 6 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
場所 パレスホテル大宮
- (5) 熊谷間税会定期総会
日時 6 月 2 1 日 (金) 午後 3 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (6) 大里地域税政協議会定期総会
日時 6 月 2 1 日 (金) 午後 4 時 3 0 分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (7) 熊谷青色申告会通常代議員総会
日時 6 月 2 5 日 (火) 午後 5 時 0 0 分～
場所 マロウドイン熊谷
- (8) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第 6 5 回定期総会
日時 7 月 1 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分～
場所 パレスホテル大宮
- (9) 熊谷税務署との協議会
日時 7 月 3 1 日 (木) 午後 4 時 0 0 分～
場所 熊谷税務署

(10) 正副支部長・地域長会議

日時 7月31日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市文化振興財団監事

福島泰彦会員

社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会監事

神田福男会員

《支部派遣》

熊谷商工会議所専門相談員

吉田福一会員

深谷商工会議所税務・経理相談指導員

神山隆夫会員

熊谷市役所税務相談担当者

戸井田利夫会員

//

小島 広会員

熊谷商工会議所日商簿記講習会講師

増田亮吉会員

深谷商工会議所消費税軽減税率対策セミナー講師

福島繁夫会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

変更登録

前山信一(東部地区から深谷地区へ変更)

〒360-0051 深谷市上柴町東3-4-19

TEL 501-2061 FAX 501-2061

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 8月8日(木)

午後2時00分～4時00分

研修会

午後4時00分～4時30分

例会

午後4時30分～5時00分

署との協議会

午後5時10分～

納涼会

バス 午後1時30分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 8月8日(木)午後2時00分～4時00分

内容 税政改正

講師 本庄支部 松本純一先生

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年6月20日現在)

9月例会	9月 9日(月)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(月)	午前 9時30分～
11月例会	11月 7日(木)	午前 10時30分～
12月例会	12月 5日(木)	午後 4時00分～
1月例会	1月 14日(火)	午前 9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成30年度 収支決算書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

地域: 熊谷地域
(単位:円)

(単位:円)

項 目		決 算 額	内 交 際 費		
収益の部	組合交付金収入(地域活動費)		683,000		
	福利厚生事業収入		96,000		
	全税共事業収入		183,037		
	福祉共済事業収入		502,273		
	共催事業収入		211,500		
	雑収入		20,007		
	前期繰越		734,153		
合 計		2,429,970			
支出の部	経常支出	事業費	総務部門		
			経理部門		
			購買部門		
			福利厚生部門	446,842	
			金融部門		
			教育情報部門	369,500	
			全税共部門	389,400	
			広報部門	75,600	
			福祉共済部門	547,333	
			その他の事業費		
			(1)		
			(2)		
			小 計		1,828,675
	会議費	総会費			
		役員会議費	91,000		
		諸会議費	163,090		
		小 計		254,090	
	事務局費		228,224		
	臨時支出()				
	小 計		228,224		
	合 計		2,310,989		
	次期繰越金		118,981		

上記のとおり相違ないことを確認致しました。
平成31年 4 月 28 日

監事: 花沢邦夫 

決 算 報 告 書

(第 35 期)

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

有限会社 熊谷税務指導センター
埼玉県熊谷市宮町 2 丁目 1 4 4 番地

貸借対照表

有限会社 熊谷税務指導センター

平成31年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 8,490,189】	【流 動 負 債】	【 13,312,000】
預 金	8,390,189	未 払 金	100,000
未 収 入 金	100,000	未 払 法 人 税 等	112,000
【固 定 資 産】	【 5,258,407】	預 り 金	13,100,000
(有 形 固 定 資 産)	(3,635,409)	負 債 合 計	13,312,000
建 物	1,876,408		
工 具 器 具 備 品	1		
土 地	1,759,000	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(1,622,998)	【株 主 資 本】	【 436,596】
積 立 金	1,622,998	資 本 金	3,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(Δ2,563,404)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	Δ2,563,404
		繰 越 利 益 剰 余 金	Δ2,563,404
		純 資 産 合 計	436,596
資 産 合 計	13,748,596	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,748,596

損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
【売 上 高】	
売 上 高	420,000
売 上 総 利 益	420,000
【販売費及び一般管理費】	223,924
営 業 利 益	196,076
【営 業 外 収 益】	
受 取 利 息	469
経 常 利 益	196,545
税 引 前 当 期 純 利 益	196,545
法人税、住民税及び事業税	112,000
当 期 純 利 益	84,545

販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
減 価 償 却 費	88,417	
租 税 公 課	45,871	
諸 会 費	5,000	
管 理 費	82,800	
雑 費	1,836	
合 計		223,924

株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

株主資本		
資本金		
当期首残高及び当期末残高		3,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	42,647,949
	当期変動額 当期純利益	84,545
	当期末残高	42,563,404
利益剰余金合計	当期首残高	42,647,949
	当期変動額	84,545
	当期末残高	42,563,404
株主資本合計		
	当期首残高	352,051
	当期変動額	84,545
	当期末残高	436,596

純資産合計		
	当期首残高	352,051
	当期変動額	84,545
	当期末残高	436,596

個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	300株
-----------------	------

当期末株式数（発行済普通株式）	300株
-----------------	------

令和1年6月20日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支 部 長 寺山智久

副支部長・総務部長 中村文男

会員名簿（顔写真入り）の作成のため個人情報提出のお願い

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成いたします。顔写真入り名簿は、支部会務運営上不可欠であり、さらに会員間のコミュニケーションを図るためにも重要となっています。つきましては下欄に写真を貼付のうえ、必要事項を記入し個人情報のご提出をお願いいたします。

提出先：熊谷支部事務局

〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203号

提出期限：令和1年8月8日（木）

写 真：上半身、正面を向いたもの。白黒・カラーを問いません。

大きいサイズの写真は貼付せずに、クリップ止めしてください。

その他：税理士法人に所属する会員は、その所属事務所を明記してください。

所属税理士は従事する事務所を明記してください。

●個人情報保護方針および個人情報の利用目的のお知らせ

個人情報を適切に保護することが重要であることを認識し、名簿の作成および配布については個人情報を適正に取り扱い、下記のように定めます。

- ①収集する個人情報は、税理士会の活動を円滑に進めるために必要なものに限る。
- ②収集した個人情報は、会員名簿作成のために使用する。
- ③作成した名簿(顔写真入り)には1冊ごとに番号を付し、熊谷支部会員、準会員に配布する。
また、税理士会会員の広報手段として特定の官公庁に配布する。
- ④配布した名簿(顔写真入り)は、各会員の責任において個人情報保護のため適正に取り扱う。
- ⑤この他収集した個人情報は熊谷支部所属会員名簿一覧として作成し、広報手段として配布します。
- ⑥その他、個人情報の保護については本会、県連に準じて適切な取扱いに努力致します。

点線から切って下欄だけ提出してください。

写真貼付欄 写真の裏面には 記名のうえ、貼付して ください サイズ 縦4センチ以上 横3センチ以上	ふりがな		生年月日	
	氏 名		昭和	年 月 日
	税理士登録番号		開業	所属 法人
	事務所住所 〒			
	税理士法人名（法人所属の場合）			
	事務所電話		事務所FAX	
	自宅電話		自宅FAX	
	携帯電話		e-mail	

※会員名簿記載に同意できない箇所には×印をおつけ下さい。必ず返信お願いいたします。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
1. 7. 8 (月)	大島孝夫	
1. 7. 11 (木)	小林拓人	
1. 7. 22 (月)	須永栄子	
1. 7. 25 (木)	中村武司	
1. 7. 29 (月)	堀越雄司	
1. 8. 1 (木)	前島義徳	
1. 8. 5 (月)	増田俊樹	
1. 8. 19 (月)	森田正男	
1. 8. 22 (木)	山川宏之	
1. 8. 26 (月)	吉田貴之	
1. 8. 29 (木)	相原信夫	
1. 9. 2 (月)	新井 進	
1. 9. 5 (木)	石坂哲也	
1. 9. 12 (木)	大久保匡志	
1. 9. 19 (木)	荻野正博	
1. 9. 26 (木)	金子良光	
1. 9. 30 (月)	黒須克仁	
1. 10. 3 (木)	小林幹夫	
1. 10. 7 (月)	高岡 洋	
1. 10. 10 (木)	武田匡哉	
1. 10. 17 (木)	土屋政信	
1. 10. 21 (月)	中澤仁之	
1. 10. 24 (木)	西尾裕之	
1. 10. 28 (月)	濱野高志	
1. 10. 31 (木)	福島繁夫	
1. 11. 11 (月)	兼子重雄	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。
(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

第1376号

主な内容

- ◎記事・インドネシア国税幹部と懇談……2面
- ◎源流・倫理綱領の五……3面
- ◎会務報告・研修受講時間等の公表について……8面

令和元年

(2019年)

5月15日(水)

(毎月15日発行)

税理士界

日本税理士会連合会

設立年 2月27日(第三種郵便認可)
発行人 神津 信一 編集人 近藤 雅人
〒114-0032 東京都品川区大崎1-1-1 日本税理士会連合会8階
TEL: 03-6465-0811 FAX: 03-6465-0812
URL: <http://www.nichizeiren.or.jp>
購読料(郵送料別): 1か月200円/年2,000円
(税理士会員の購読料は会費の中に含まれています)

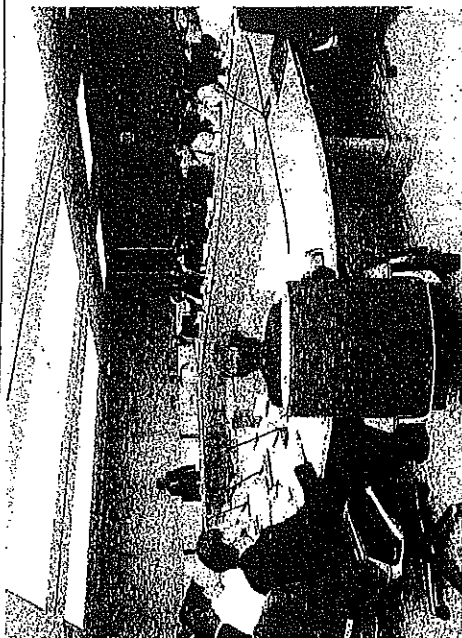
正副会長会

税理士法改正について答申

日税連HPで意見募集

日本税理士会連合会は4月26日、第十四正副会長会を日本税理士会館で開催した。中野実会長は「次期税理士法改正に関する答申」に係る意見募集について、次期税理士法改正に制憲部(石原健太郎)から「次期税理士法改正に関する答申」を提出され、今後の検討に資するべく、これに対する税理士会及び税理士会会員の意見を

「次期税理士法改正に関する答申」に係る意見募集



中野実会長は、先般、インドネシア国税総局幹部が来会し、同国では現在、税理士法が国会審議中であり、来年の成立を目指している旨を述べた。また、マイナポータルに給付所得の履歴徴収

募集することが報告された。

同答申は、平成29年9月19日社会審議院に基つき、同部が「次世代を担う若年層にとって必要とされる制度

収支や報酬等の支払額等のデータを集約し、更に国民健康保険等のデータとも連携して、その内容が所得控除申告に自動転記される仕組みを政府が検討している。マイポータルの税務申告の運用は、昨年小職が政府税制調査会で発言したものであり、今後税理士の視点から適切な提案ができるよう努めていく。

として将来にわたり維持・発展を図るという観点に立ち、現在から近未来にわたって、税理士制度について検討した結果を取りまとめたもの。①ICIT化への税理士法の対応②ICIT化社会における税理士業務所のあり方③税理士法人への対応④試験制度のあり方⑤平成29年法改正における未実施項目の取扱い⑥業務の適正化に向けた環境整備の引き続き検討を要する項目として構成されている。同答申は、日税連ホームページで公開し、ネットに掲載し、これに対する税理士会会員の意見を4月26日まで募集する。意見は同サイト内の提出フォームから送信できるほか、電子メール等でも受け付ける(詳細は正上の枠内参照)。

「次期税理士法改正に関する答申」に係る意見募集について(お知らせ)

日本税理士会連合会では、次期税理士法改正に向けた検討に資するべく、「次期税理士法改正に関する答申」を公表し、税理士会会員の意見募集を行っています。当該答申は、日税連ホームページの「会員専用ページ」に掲載しており、同ページの提出フォームから意見提出可能となっているほか、所定の様式を用いた電子メール等による提出も受け付けております。会員各位におかれましては、広くご意見を提出くださるようお願いいたします。

提出締切=令和元年11月30日(土)
提出方法=日税連ホームページ「会員専用ページ」からweb回答※

URL: http://www.nichizeiren.or.jp/member/member_news/m190513/

意見内容=「次期税理士法改正に関する答申」に関する意見及びその他税理士制度に関する意見

問合せ先=日本税理士会連合会業務1課

※意見提出は、web回答のほか所定様式を用いた電子メール(宛先=zeishu@act.anse.r@nichizeiren.jp)等でも受け付けています。当該様式ダウンロードも上記会員専用サイトに掲載しています。

日税連ホームページ

ユーザー名 taxnz

パスワード taxnz

審理室のご案内

審理室は会員各位の日ごろの業務に関する税法の解釈・取扱いに係る疑義や関与先の異議申立て・審査請求事案に係る個別的な相談援助を行うことを主な業務としています。

【審理室の職務】

- 1 税法の解釈・取扱い等に関し、会員からの相談に応ずること
- 2 会員の税理士業務に関するその関与先の異議申立て、審査請求等の援助をすること
- 3 税法に関する新解釈、事例、判例等についての情報を会員に伝達すること

【予約連絡先等】

※ 相談はすべて事前予約制とします。

- 1 予約連絡先 関東信越税理士会 審理室担当 ☎048-643-1661
- 2 手数料 相談1件につき3,000円（事務手数料）
- 3 相談日 毎週火曜日 午後1時30分より4時00分まで

※相談に関する資料を相談日の前週の木曜日までにご提出ください。

- 4 開設場所 関東信越税理士会内
さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F

※ 資産税関係の土地及び株式等の財産評価についての相談日は、従来月末の1回でしたが、毎週火曜日に変更されました。

※ 消費税の軽減税率制度に関する相談（施行日前日まで）、社会保障・税番号制度に係る相談及び平成24年9月改正の国税通則法（調査手続を含む）に係る相談については、事務手数料は不要です。

**国税庁新着情報（路線価図等の公開予定日、個人版事業承継税制に関するパンフレット）
について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 2 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「平成 31 年（2019 年）分の路線価図等の公開予定日について」

国税庁ホームページにおいて、平成 31 年（2019 年）分の路線価図等の公開予定日が 7 月 1 日（月）11 時である旨の発表がございました。

詳細については、下記の国税庁ホームページのトピックスにございます PDF ファイルをご確認ください。

● 国税庁「平成 31 年（2019 年）分の路線価図等の公開予定日について」

→ http://www.nta.go.jp/information/other/documents/rosenkazu_1904.pdf

2. 国税庁「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし」

国税庁ホームページにおいて、個人版事業承継税制に関するパンフレットが掲載されました。

詳細については、下記の国税庁ホームページに掲載された PDF ファイルをご確認ください。

● 国税庁「個人版事業承継税制」

→ <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyoshokei/kojin.htm>

令和元年 5 月 16 日

広報部長 板垣 弘一

**各省庁新着情報（確定申告状況等、代理権限証書の様式変更、
認定経営革新等支援機関電子申請システム）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 3 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「平成 30 年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」

国税庁ホームページにおいて、平成 30 年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について報道発表資料が公表されました。

詳細については、下記の国税庁ホームページのトピックスにございます PDF ファイルをご確認ください。

- 国税庁「平成 30 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（報道発表資料）」

→

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/kakushin_jokyo/pdf/0019005-039.pdf

2. 国税庁「改元に伴う税務代理権限証書の様式変更について」

国税庁ホームページにおいて、新元号令和が表記された新たな税務代理権限証書の様式が公表されました。ご利用の場合には、下記国税庁ホームページから、該当のデータをダウンロードください。

- 国税庁「税務代理の権限の明示」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/zeirishi/annai/001.htm>

3. 経済産業省・中小企業庁「認定経営革新等支援機関・電子申請システムについて」

中小企業庁では、申請者の方々の申請に係る事務負担を軽減すべく、令和元年 5 月 22 日より、「認定経営革新等支援機関電子申請システム」のサービスを開始しました。

詳細は下記中小企業庁ホームページ及び関東経済産業局ホームページをご覧ください。

- 中小企業庁「認定経営革新等支援機関電子申請システム」

→ <https://www.ninteishien.go.jp>

- 経済産業省関東経済産業局「経営革新等支援機関について」

→ https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/nintei_shienkikan.html

令和元年 6 月 14 日

広報部長 板垣 弘一

令和元年度 税経研究所 研修会のご案内

6回シリーズ

◆ 会 場 水月ホテル鷗外荘

〒110-0008 東京都台東区池之端3-3-21 (JR上野駅徒歩12分、地下鉄根津駅徒歩5分)

◆ 受講料 各回とも8,000円・6回一括申込 40,000円

回数	日 時	講 師	テーマ
1	6月5日(水) 13:30-16:30	東京大学大学院 教授 中里 実 先生	租税法と他の学問分野との関係
2	7月1日(月) 14:00-16:00	学習院大学大学院 教授 神田 秀樹 先生	会社法改正の動向
3	8月7日(水) 13:30-16:30	東京大学名誉教授・弁護士 石黒 一憲 先生	国家法の域外適用を巡る 混乱した状況 vs. 国際課税
4	9月20日(金) 13:30-16:30	一橋大学 大学院法学研究科 准教授 神山 弘行 先生	資産形成と課税
5	10月25日(金) 13:30-16:30	早稲田大学 名誉教授 辻山 栄子 先生	新収益認識基準と会計基準の国際化
6	11月26日(火) 13:30-16:30	東京大学社会科学研究所 教授 藤谷 武史 先生	家族信託と課税

夏期セミナー

◆ 会 場 関東信越税理士国民健康保険組合会館

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1 (JR大宮駅徒歩10分)

◆ 受講料 10,000円(昼食付)

日 時	講 師	テーマ
8月27日(火) 10:00-16:30	専修大学大学院 教授 早川 眞一郎 先生	相続法改正を考える — 相続法の基礎から最先端まで —

6回シリーズ・夏期セミナーともに

◆ 受講対象者 税理士 および 税理士事務所職員

◆ 定 員 各回 80名

◆ 連 絡 先 関東信越税理士会事務局(担当 業務課・西川)

TEL 048-643-1661 FAX 048-643-1475

～お申し込み方法～

郵便局備え付けの払込取扱票に、必要事項

(①所属支部 ②税理士登録番号 ③氏名
④申込回数 ⑤合計金額)をご記入の上、
下記口座までご送金ください。お申し込み
の確認が取れましたら、受講票を順次お送
りいたします。

口座記号・番号: 00160-1-33355

加入者名: 関東信越税理士会 税経研究所

【 記 入 例 】

払込取扱票		振替払込請求書兼納付証	
00160-1-33355	00160-1-33355	00160-1-33355	00160-1-33355
関東信越税理士会 税経研究所	関東信越税理士会 税経研究所	関東信越税理士会 税経研究所	関東信越税理士会 税経研究所
行田支部 44020 税務太郎 1~6回 40,000円	行田支部 44020 税務太郎 1~6回 40,000円	行田支部 44020 税務太郎 1~6回 40,000円	行田支部 44020 税務太郎 1~6回 40,000円
職員 八木節子 1~3、5回 32,000円	職員 八木節子 1~3、5回 32,000円	職員 八木節子 1~3、5回 32,000円	職員 八木節子 1~3、5回 32,000円
〒330-0854 行田市上野 7-20-64	〒330-0854 行田市上野 7-20-64	〒330-0854 行田市上野 7-20-64	〒330-0854 行田市上野 7-20-64
税経 太郎	税経 太郎	税経 太郎	税経 太郎
(ご連絡先電話番号 048-643-1661)	(ご連絡先電話番号 048-643-1661)	(ご連絡先電話番号 048-643-1661)	(ご連絡先電話番号 048-643-1661)
ご送金先口座(振込先)を記入してください。	ご送金先口座(振込先)を記入してください。	ご送金先口座(振込先)を記入してください。	ご送金先口座(振込先)を記入してください。

日時 令和元年6月20日(木)
15時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 関東信越国税局における各種取組の実施について (総務課)
別添1「内部事務のセンター化の試行について」参照
別添2「資産税事務のエリアー体的運営の実施について」参照
別添3「延納・物納等事務の局集中化について」参照

国税庁におきましては、従来から、効率的・効果的な事務運営のための内部事務の集中化等に取り組んでまいりました。

平成29年6月に税務行政の将来像(国税庁ホームページに掲載)を公表し、その

中には、「税務署の内部事務や行政指導事務の集中処理などの業務改革（ＢＰＲ）を推進することにより、事務運営の最適化を進めていく」としています。

こうした中で、関東信越国税局では、平成30年10月から浦和署及び大宮署を対象に「内部事務のセンター化の試行」を開始しているところですが、別添1のとおり、本年10月から新たに前橋署、沼田署及び中之条署を対象に「内部事務のセンター化の施行」を開始します。

なお、これまで行なってきた「資産税事務のエリア一体的運営」の実施署を別添2のとおり拡大するとともに、延納・物納等事務につきましても別添3のとおり国税局に事務を集中化しますので、お知らせいたします。

(2) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ」はがきの発送について
(管理運営部門)

別添4「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」参照

イ 発送対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに、未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日 令和元年6月13日(木)

納期の特例を適用されている源泉徴収義務者のうち、イに記載の対象者に対して、別添4の「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」を6月13日(木)に発送いたします。関与先から照会等がございましたら期限内納付のご指導をお願いいたします。

(3) 令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について
(管理運営部門)

イ 発送日 令和元年6月14日(金)

ロ 納期限及び振替日

(イ) 第1期 令和元年7月31日(水)

(ロ) 第2期 令和元年12月2日(月)

令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書につきましては、6月14日(金)に発送いたします。第1期分と第2期分の納期限は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日となりますので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導いただきますようお願いいたします。

- (4) 令和元年度税制改正のあらまし(資産課税関係)について (資産課税部門)
別添5「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の令和元年度税制改正のあらまし」参照
別添6「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」参照

上記のあらましについては、国税庁HPに掲載されておりますので参考としてください。

個人版事業承継税制(措法70の6の8~70の6の10)は新たに創設されました。適用を受けるためには、次に掲げる要件を満たす必要があることに留意願います。

- イ 令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関(税理士、金融機関、商工会等)の所見を記載の上、都道府県知事に提出する必要があること。
- ロ 対象となる贈与者又は被相続人は、所得税の青色申告(正規の簿記の原則(措法25の2③に規定する65万円の青色申告特別控除適用有り)によるもの)に係る事業(不動産貸付業を除く)を行っていた事業者であること。
- ハ 対象となる資産は、上記ロの事業者に係る事業の用に供されていた資産(400㎡までの宅地等、800㎡までの建物、固定資産税の課税対象とされている減価償却資産等)で、事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものであること。
- ニ 本制度は、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措法69の4)との選択適用となること。

その他、詳細につきましては、別添5「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」をご覧ください。

添付書類

- 1 「内部事務のセンター化の試行について」
- 2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」
- 3 「延納・物納等事務の局集中化について」
- 4 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」
- 5 「個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の令和元年度税制改正のあらまし」
- 6 「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」

- 5 県税事務所からの連絡事項
別添「県税事務所別電子申告利用率」参照

内部事務のセンター化の試行について

国税庁では、適正・公平な課税・徴収を実現していく上で必要な業務改革として、税務署の内部事務の一層の正確性の向上と効率化を図ることを目的に、複数の税務署の内部事務を専担部署で集約処理する内部事務のセンター化に取り組むこととしています。

関東信越国税局においては、内部事務のセンター化の試行を平成30年10月から浦和署及び大宮署を対象に実施しているところですが、下表のとおり、本年10月から新たに前橋署、沼田署及び中之条署を対象に試行を開始します。

名 称	税務署事務処理センター（前橋）
対 象 署	前橋署、沼田署及び中之条署
設置場所	前橋税務署内 （前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎）
対象事務	申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の 発送などの内部事務
送 付 先	〒 371-8686 前橋税務署内 事務処理センター ※ 本年10月以降、申告書や申請書・届出書等を郵送により提出される場合は、税務署事務処理センター宛に送付してください。

留意事項

- 税務署事務処理センターの設置は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書の交付や現金領収、事前予約による面接相談等の窓口対応は、従来どおり対象署で行います。
- 対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただきます。

資産税事務のエリアー一体的運営の実施について

関東信越国税局においては、税務署における資産税事務の効率的な事務運営を図る観点から、小規模な税務署（対象署）を対象として、近隣の税務署（中心署）において資産税事務を一体的に行う施策（資産税事務のエリアー一体的運営）を、令和元事務年度は、以下の税務署で実施します。

資産税事務のエリアー一体的運営実施署	
（中心署）	（対象署）
高田署	糸魚川署
伊那署	木曽署
前橋署	沼田署、中之条署

（注）下線は、本年10月1日（火）以降、新たに実施する税務署を示しています。

留意事項

○ 資産担当職員の配置

対象署には、資産担当職員は配置されませんので、対象署管内の納税者や税理士の皆様に対し、中心署の資産担当職員から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

○ 窓口における個別照会

対象署の窓口における資産税事務に関する個別照会には、各税務署に相談日を設け、事前予約を受け付けた上で、中心署の資産担当職員が対応します。

※ 個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。

延納・物納等事務の局集中化について

関東信越国税局においては、延納・物納等の事務に関し、更なる効率化を目的として、延納・物納等の事務処理について国税局への集中化を行います。

【概要】

- 水戸、宇都宮、浦和、所沢及び春日部署に配置されていた納税専門官について、国税局内に集中配置します。
- 国税局納税管理官において、国税局管内全署における延納・物納等に関する事務処理（窓口業務や文書発送など一部の事務を除く。）を実施します。
- 集中化開始日は、令和元年7月10日（水）となります。

【留意事項】

延納・物納申請に関しては、従来どおり各税務署において受付を行います。

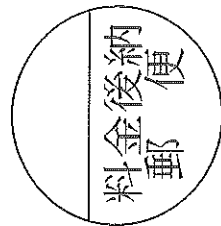
延納・物納等に関する相談については、事前に予約していただいた上で、国税局納税管理官が対応します。

【担当部署】

関東信越国税局 徴収部 納税管理官

電話 048-600-3111(代表)

<表面>



郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--	--

殿

(整理番号

)

税務署長

期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
納 付 期 限	年 月 日 限

連絡先

担当部署

電 話

(内線) (源泉所得税担当)

この電話番号は電話がつながると自動音声案内が流れますので「2」をお選びください。

この郵便物についての照会等は、上記税務署担当部署へお願いします。

<裏面>

源泉所得税及び復興特別所得税 の納付期限のお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、貴社（殿）が、表記の「期間」内に支払った給与や退職手当、税理士等の報酬などから源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてまいりました。

表記の「納付期限」までにお忘れなく納付されますようお願い申し上げます。

（注）平成25年1月1日以後に生ずる所得のうち、源泉徴収の対象とされている所得については、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付する必要があります。

納付税額がない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）は、税務署へ提出してください。

納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければなりません。

- ◎ 源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ◎ 税務署での面接による相談は、原則として「事前予約制」としております。
- ◎ 既に納付済みの方につきましては、このお知らせが送付された場合には、行き違いになったものと思われしますので、ご了承願います。
- ◎ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は、表記の税務署長です。
- ◎ 源泉徴収についてご不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の

令和元年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成31年3月29日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

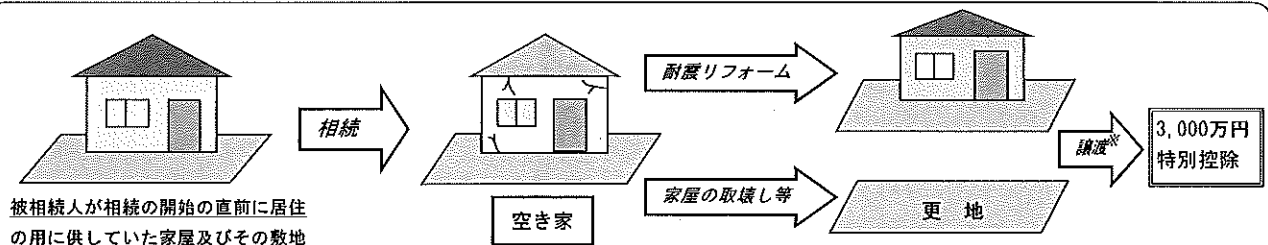
1 居住用財産の譲渡に関する改正

「居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例」について、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、被相続人の居住の用に供することができない一定の事由（以下「特定事由」^{（注1）}）により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件^{（注2）}を満たす場合に限ります。）におけるその特定事由により居住の用に供されなくなる直前にその被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等を追加するとともに、その適用期限が令和5年12月31日まで4年延長されました（措法35③～⑤）。

（注1）「特定事由」とは、次に掲げる事由をいいます（措令23⑥、措規18の2③）。

- (1) 介護保険法に規定する要介護認定等を受けていた被相続人その他これに類する被相続人が、①老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム、②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院、③高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅（①の有料老人ホームを除きます。）に入居又は入所をしていたこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が、同法に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限ります。）又は共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。

2 「一定の要件」とは、①特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで、引き続きその被相続人居住用家屋が被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと、②上記1(1)又は(2)の住居又は施設（以下単に「老人ホーム等」といいます。）に入所をした時から相続の開始の直前までの間において、被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる家屋がその老人ホーム等であることをいいます（措令23⑦）。



被相続人が老人ホーム等に入所をしていた場合の入所直前に居住の用に供していた家屋を適用対象に追加

※ 相続の開始があった日から3年目の年の12月31日までに譲渡

○ 被相続人居住用家屋の要件の改正の概要

被相続人居住用家屋の要件		老人ホーム等に入所をしていた場合の要件（改正後）
①	相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前においてその居住の用に供されていた家屋であること
②	昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建物（マンション等）を除く。）であること	同左（改正なし）
③	相続の開始の直前において被相続人以外に居住者がいなかったこと	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において被相続人以外に居住者がいなかったこと
④	相続の開始の直前において被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限られること	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限られること

《適用時期》この改正は、個人が平成31年4月1日以後に行う対象譲渡について適用されます。



税務署

令和元年5月

この社会あなたの税がいきている

2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された事業を行う事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（その裁定後に行われるものに限りです。）で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものが追加されました（措法31の2②八の三）。
- イ その裁定申請書に記載された特定所有者不明土地又はその土地の上に存する権利
- ロ その裁定申請書に添付された事業計画書に係る計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又はその土地の上に存する権利（一定の事業に該当する場合におけるものを除きます。）
- 《適用時期》この改正は、令和元年6月1日以後に行う優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用されます。
- (2) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等について、次の見直しが行われました。
- イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定に基づいて資産が収用され、補償金を取得する場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等を適用することとされました（措法33①一、措令22②二）。
- 《適用時期》この改正は、令和元年6月1日以後に資産が収用され、補償金を取得する場合について適用されます。
- ロ 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものは、証明を受ける期限（平成31年3月31日）の到来をもって特例の対象から除外されました（旧措規14⑤四の八）。
- (3) 「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」について、次の場合が特例の適用対象に追加されました。
- イ 重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限りです。）に買い取られる一定の場合（措法34②四、措令22の7④⑤）
- 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。
- ロ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例の規定により定められた農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、その農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限りです。）に買い取られる場合（措法34②七、措令22の7⑥）
- 《適用時期》この改正は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。
- (4) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が除外されました（措法34の2②二十五、措令22の8②⑨）。
- 《適用時期》農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前のとおりとなります。
- (5) 「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」の適用対象から、農用地区域内にある農地等を農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化事業のために農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合が除外されました（措令22の9①）。
- 《適用時期》農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前のとおりとなります。
- (6) 「国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置」の適用対象に、重要文化財（土地を除きます。）を文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限りです。）に譲渡した一定の場合が追加されました（措法40の2、措令25の17の2②③）。
- 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用されます。
- (7) 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」について、債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合において、同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件を満たすときは、その法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われていることとの要件を不要とした上、その適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました（措法40の3の2①）。
- 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う贈与について適用されます。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 NISA制度の改正

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました（措法37の14）。

(1) 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合について、次の措置が講じられました。

イ 非課税口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、これまでその非課税口座は廃止されていましたが、これらの者^(注1)に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする者が、その出国の日の前日までに、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に「継続適用届出書」の提出をした場合には、引き続き非課税措置を適用できることとされました^(注2、3)（措法37の14②③）。

(注) 1 出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第60条の2第1項（国外転出時課税）の規定の適用を受ける居住者は除かれます（措法37の14④）。

2 下記ロの「帰国届出書」の提出をした日と「継続適用届出書」の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日のいずれか早い日まで非課税措置が適用されます。

3 出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等は、その非課税口座に受け入れることはできません（措法37の14⑤二、四、措令25の13⑥⑩）。

ロ 「継続適用届出書」の提出をした者が、帰国をした後、再びその非課税口座に上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その「継続適用届出書」の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに、その「継続適用届出書」の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に、「帰国届出書」の提出をしなければならないこととされました（措法37の14②③）。

なお、同日までに「帰国届出書」の提出をしなかった場合には、同日にその非課税口座は廃止されることとなります（措法37の14④）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。

(2) 非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に「非課税口座異動届出書」の提出をすることで、その非課税口座にその年に設けられた勘定を変更できる（非課税管理勘定（NISA）⇄累積投資勘定（つみたてNISA））こととされました。ただし、その「非課税口座異動届出書」を提出する日以前にその年分の勘定に既に上場株式等の受入れをしている場合には、その勘定を変更することはできません（措令25の13の2②③）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に提出する「非課税口座異動届出書」について適用されます。

(3) 民法における成年年齢の引き下げを踏まえ、居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件がその年1月1日において18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられました（措法37の14⑤一）。

また、「ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」における未成年者口座の開設をすることができる年齢要件も同様に、その年1月1日において18歳未満（改正前：20歳未満）に引き下げられました（措法37の14の2⑤一）。

《適用時期》この改正は、令和5年1月1日以後に開設される非課税口座及び未成年者口座について適用されます。

2 ストックオプション税制の改正

「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例」について、中小企業等経営強化法の改正を前提として、次の措置が講じられました。

(1) 適用対象者の範囲に、株式会社等の取締役、執行役及び使用人以外の個人（中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等に該当するその株式会社が同法に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行う社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材で、その計画の実施時期の開始等の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である一定の者に限ります。以下「特定従事者」といいます。）が加えられました（措法29の2①）。

(2) この特例の適用を受けた特定従事者が国外転出の時に有する一定の特定株式については、その国外転出の時に権利行使時価額^(注)による譲渡があったものとみなされることとされた（措法29の2⑤）ほか、所要の措置が講じられました。

(注) 国外転出の時における特定株式の価額に相当する金額と新株予約権の行使をした日における特定株式の価額に相当する金額とのうちいずれか少ない金額をいいます。

《適用時期》これらの改正は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）の施行の日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用されます。

3 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「株式交換等に係る譲渡所得等の特例」の対象となる株式に、株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の株式が追加されました（所法57の4④、所令167の7①）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行われる株式交換について適用されます。

- (2) 一般株式等又は上場株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する事由から、次に掲げるものが除外されました（措法37の10③一、二、措法37の11③、措令25の8⑤⑥、所令112①、113①）。

イ 法人の株主等がその法人の合併により合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の合併

ロ 法人の株主等がその法人の分割により分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の分割

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行われる合併又は分割型分割について適用されます。

- (3) 「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合に発行人等から取得する上場株式等で、その役務の提供の対価として居住者等に生ずる債権の給付と引換えに居住者等に交付されるものが追加されました（措令25の10の2④二十六）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に発行人等に対する役務の提供の対価としてその発行人等から取得する上場株式等について適用されます。

- (4) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」及び「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について次の措置が講じられました。

イ 適用対象となる特定株式の範囲から、内国法人のうち認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等の要件を満たす株式会社により発行される株式が除外されました（旧措法37の13①三）。

《適用時期》平成31年3月31日までの払込みにより取得した株式については、なお従前のとおりとなります。

ロ 適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が令和3年3月31日まで2年延長されました（措法37の13①三）。

【確定申告書等に係る添付書類等についての改正】

- 1 次に掲げる書類については、所得税の確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示することを要しないこととされました（旧所法120③四、旧所令262⑤等）。

① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票

② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書

④ 上場株式配当等の支払通知書

⑤ 特定口座年間取引報告書^(注)

⑥ 未成年者口座年間取引報告書（未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書）

⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書

(注) その年中に特定口座以外で株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（以下「計算明細書」という。）の添付に代えることができる旨の規定は引き続き存置された上、金融商品取引業者等から電子メール等により提供を受けた特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に印刷したものについても、その添付をもって計算明細書の添付に代えることができることとされました（措令25の10の10⑦）。

なお、電磁的記録印刷書面、いわゆるQRコード付きの「特定口座年間取引報告書」の添付をもって計算明細書の添付に代えることができる旨の規定は廃止されました。

- 2 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける際に確定申告書等に添付することとされていた相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類（相続税申告書第1表、第11表、第11の2表、第14表及び第15表の写し）については、添付することを要しないこととされました（措規18の18①）。

《適用時期》これらの改正は、平成31年4月1日以後に確定申告書等を提出する場合について適用されます。

ただし、上記1(注)の改正は、令和元年分以後の所得税について適用され、平成30年分以前の所得税については、なお従前のとおりとなります。

- このパンフレットは、平成31年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

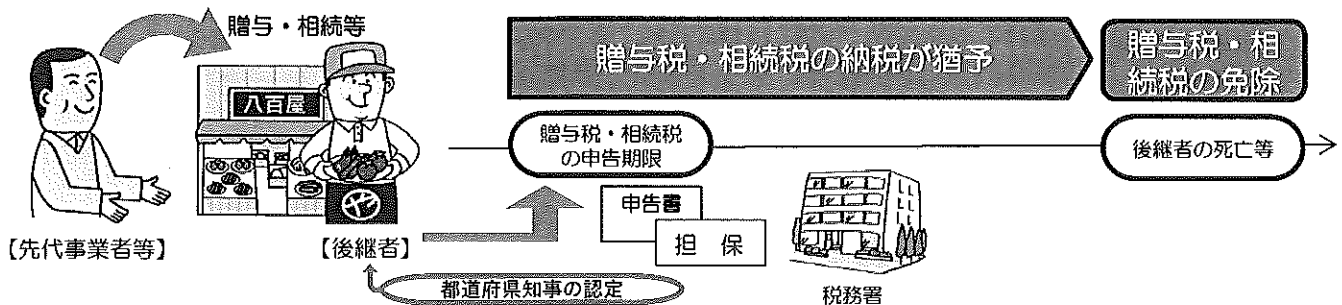
○ 平成31年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者※1として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から平成40年12月31日まで※2の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、

- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
- ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。

※1 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までになされたものに限ります。

○ 贈与税については2ページ、相続税については6ページをご確認ください。



この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① 宅地等(400㎡まで)
- ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

(注) 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合には、一定の制限があります(11ページ参照)。

○ 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
 ○ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。
 ○ 文中で用いている元号表示を西暦で表記すると以下のとおりとなります。
 平成31年・・・2019年 平成34年・・・2022年 平成36年・・・2024年 平成40年・・・2028年

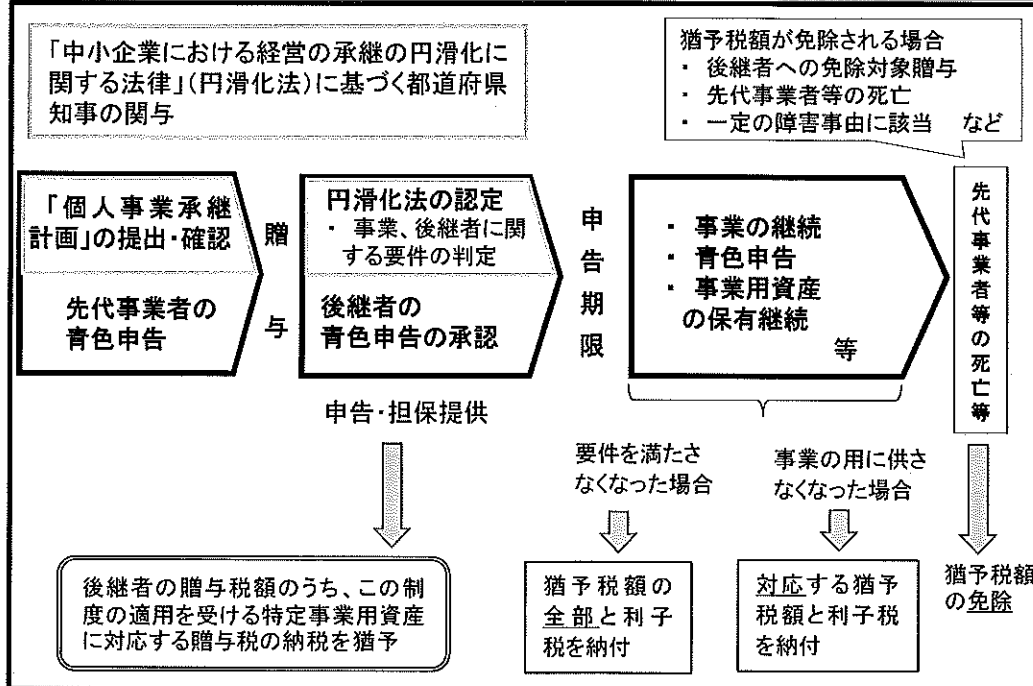
平成31年 4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

① 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の承認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限りまゝ。）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課（12ページ）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限りまゝ。

※ 平成36年3月31日までの贈与については、贈与後、円滑化法の認定申請時までに個人事業承継計画を提出することも可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉
事業の開始の日（贈与の日）から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉
業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。
なお、後継者が、既に他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行う必要があります。

※ 平成34年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成36年3月31日までに都道府県知事に提出※し、その承認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、10ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代事業者等である贈与者から、特定事業用資産の全ての贈与を受ける必要があります。

贈与税の申告期限までの間

都道府県知事の円滑化法の認定

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

後継者（受贈者）の要件、先代事業者等（贈与者）の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください※。

事業承継後、一定の期限（右記参照）までに、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けるとともに、贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための主な要件

1 後継者である受贈者の主な要件

- (1) 贈与の日において20歳以上※であること
- (2) 円滑化法の認定を受けていること
- (3) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
- (4) 贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- (5) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（3ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

**贈与税の申告期限
までの間**

2 先代事業者等である贈与者の主な要件

(1) 贈与者が先代事業者である場合

- ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
- ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

(2) 贈与者が先代事業者以外の場合

- ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
- ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること※

3 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

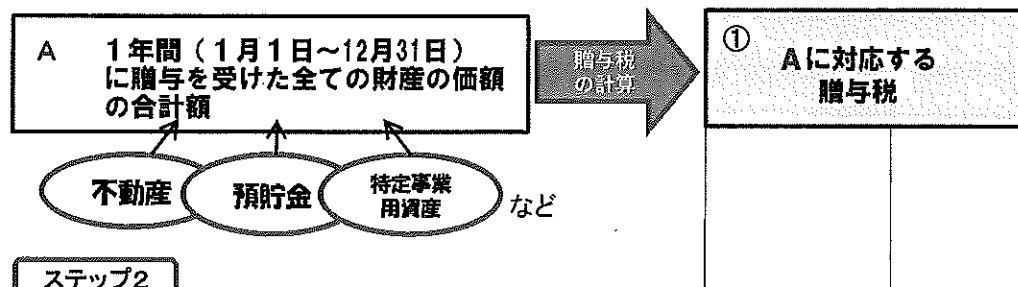
「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります（10ページ参照）。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

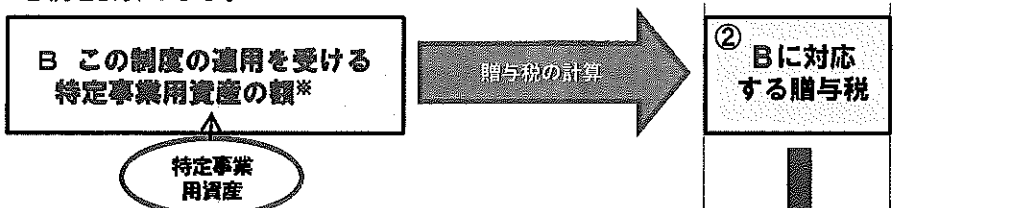
贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける特定事業用資産のみであると仮定して贈与税を計算します。



※ 「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなものを除きます。）の金額を控除します。

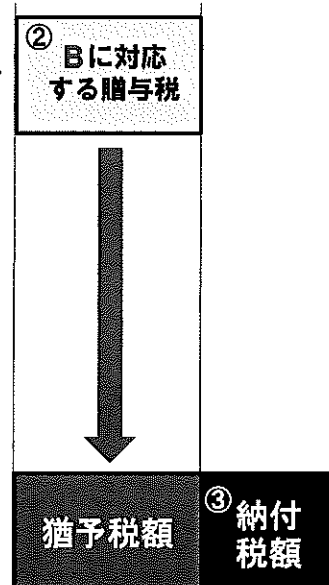
※ この制度の適用を受ける場合には、20歳^(注)以上の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の20歳^(注)以上の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

（注）平成34年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

相続時精算課税を適用※する場合には、「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、この制度の適用を受ける特定事業用資産の額の合計額から、特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率をかけた金額を算出し、その合計額が②の贈与税額となります。

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



申告期限までの間

(3ページからの続き)

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中

特例受贈事業用資産の継続保有等

申告後も引き続き特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合(確定事由)には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 贈与税の全額と利子税の納付が必要な場合

- ① 事業を廃止した場合※
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ③ 特例受贈事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
- ④ 青色申告の承認が取り消された場合

(2) 贈与税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します※。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき(取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。)
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき※

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります(利子税については8ページ参照)。

「特例受贈事業用資産」とはこの制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます(5ページ参照)。

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(6ページ参照)の適用に係る相続税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」における経営贈与承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」
の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代事業者等
(贈与者)の死亡等

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(下記参照)
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(8ページ参照)がある場合
- (5) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (6) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例受贈事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

4ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(3)の「免除対象贈与」は「非上場株式等」の適用を受けるものになります。また、(4)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例受贈事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

先代事業者等(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代事業者等
(贈与者)の死亡

(相続開始)

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受けた特例受贈事業用資産は、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額※により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第6項又は第9項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、都道府県の担当課(12ページ)にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

※ 贈与時に承継された債務がある場合(3ページ参照)には、その控除後の金額

相続税の申告期限
までの間

◆ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

都道府県知事
の円滑化法の
確認

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、後継者がこの制度の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

申告書の作成・
提出

相続税の申告期限までに、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

「免除対象贈与」における、①先代事業者等(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

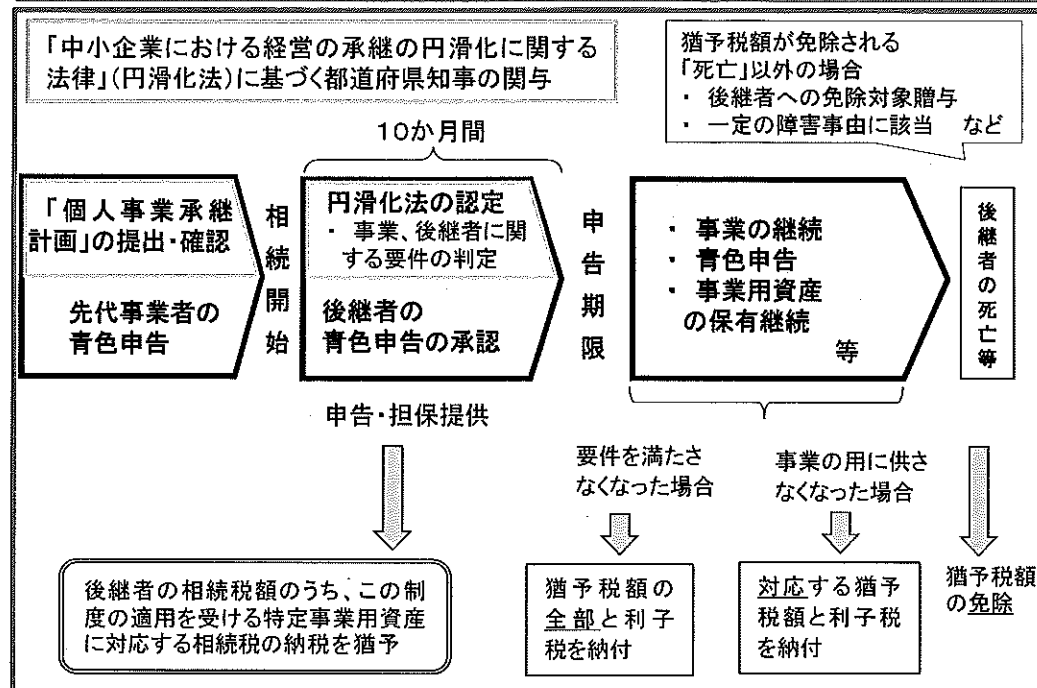
「継続届出書」の提出期限は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期限が引き継がれることになります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

9ページを参照してください。

② 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、円滑化省令第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に限りまゝ)をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課(12ページ)にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの(正規の簿記の原則によるもの)に限りまゝ。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の所見を記載の上、平成36年3月31日までに都道府県知事に提出※し、その確認を受けてください。

相続開始

※ 相続等の時期についての要件は、10ページを参照

相続開始後に後継者(相続人等)の要件、先代事業者等(被相続人)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください※。

相続税の申告期限までの間

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

事業承継後、一定の期限(右記参照)までに、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受ける(見込みを含みます。)とともに、相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

1 後継者である相続人等の主な要件

- (1) 円滑化法の認定を受けていること
- (2) 相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと(先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
- (3) 相続税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること(見込みを含みます。)
- (4) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業(7ページ参照)及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- (5) 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと(11ページ参照)

※ 平成36年3月31日までの相続については、相続後、円滑化法の認定申請時までに個人事業承継計画を提出することも可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉

事業の開始の日から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉

先代事業者の相続開始があったことを知った日(死亡の日)に際し、次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

死亡の日	申請期限
その年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
その年9/1～10/31	その年12/31まで
その年11/1～12/31	その年の翌年2/15まで

なお、後継者が既に他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

相続税の申告期限
までの間

2 先代事業者等である被相続人の主な要件

(1) 被相続人が先代事業者である場合

相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

(2) 被相続人が先代事業者以外の場合

① 先代事業者の相続開始又は贈与の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること

② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること※

3 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの相続に限り（10ページ参照）。

相続税の
申告期限

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署※に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

納税猶予期間中
特例事業用資産
の継続保有等

申告後も引き続き特例事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

(1) 相続税の全額と利子税の納付が必要な場合

① 事業を廃止した場合※

② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合

③ 特例事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合

④ 青色申告の承認が取り消された場合

⑤ 青色申告の承認の申請が却下された場合

(2) 相続税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている相続税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します※。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

① 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき

② 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）

③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき※

「特例事業用資産」とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます（8ページ参照）。

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する相続税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」における経営承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

納税猶予期間中

特例事業用資産
の継続保有等

(7ページからの続き)

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (3) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(下記参照)がある場合
- (4) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5)を受けたこと

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

7ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(2)の「免除対象贈与」は「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予等の適用を受けるものになります。また、(3)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)。

(参考) 利子税の計算方法

- 猶予の期限が確定した贈与税・相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で計算します。
なお、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます(0.1%未満の端数は切捨て。平成31年は0.7%に軽減。)。

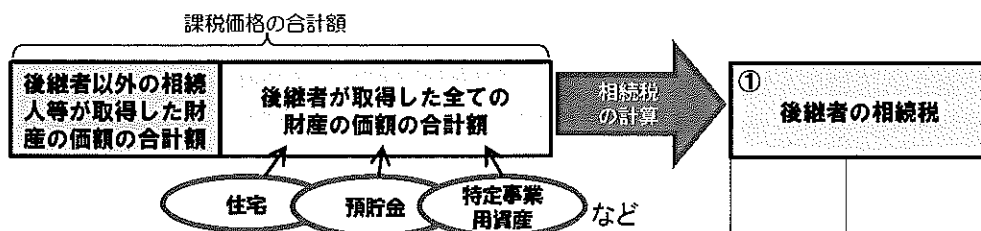
(計算式)

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^{\ast}}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%の割合を加算した割合(平成31年は1.6%)をいいます。

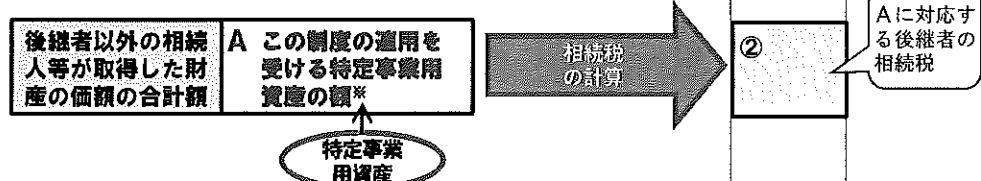
〔参考〕納税が猶予される相続税などの計算方法

ステップ1 全ての財産の価額に基づき後継者の相続税を計算



課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

ステップ2 特定事業用資産のみとした場合の後継者の相続税を計算



後継者が取得した財産が特定事業用資産のみであると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します。

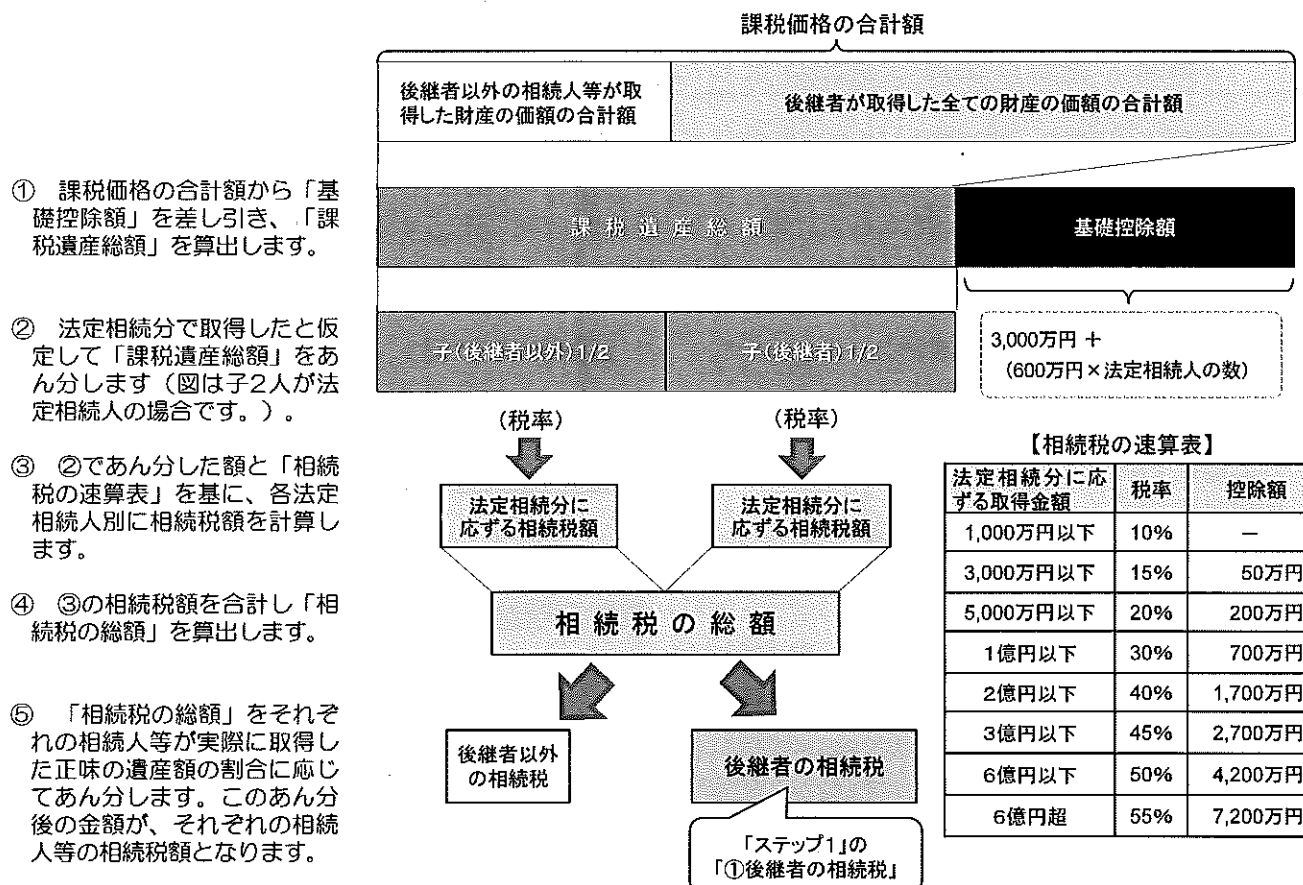
※ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなものを除きます。）の金額を特定事業用資産の額から控除します。

ステップ3 猶予税額等の計算

「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。なお、「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予税額 ③ 納付税額

〔後継者の相続税の計算方法〕



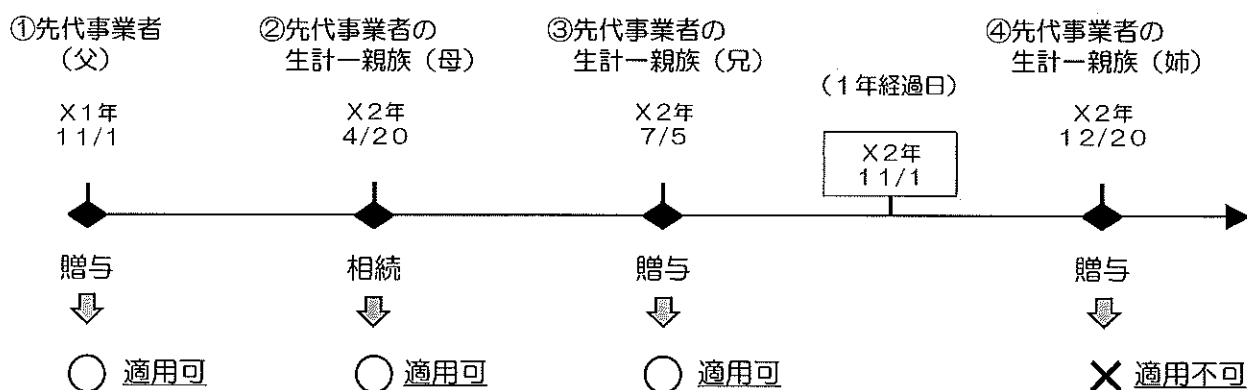
個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間の特定事業用資産の贈与・相続等であることが要件となります。

また、先代事業者以外の者からの贈与・相続等について個人版事業承継税制の適用を受けようとする場合には、上記の期間内の贈与・相続等で、先代事業者からの最初のその適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

(例) 最初に贈与税の個人版事業承継税制の適用を受けている場合(×1年11月1日に贈与)

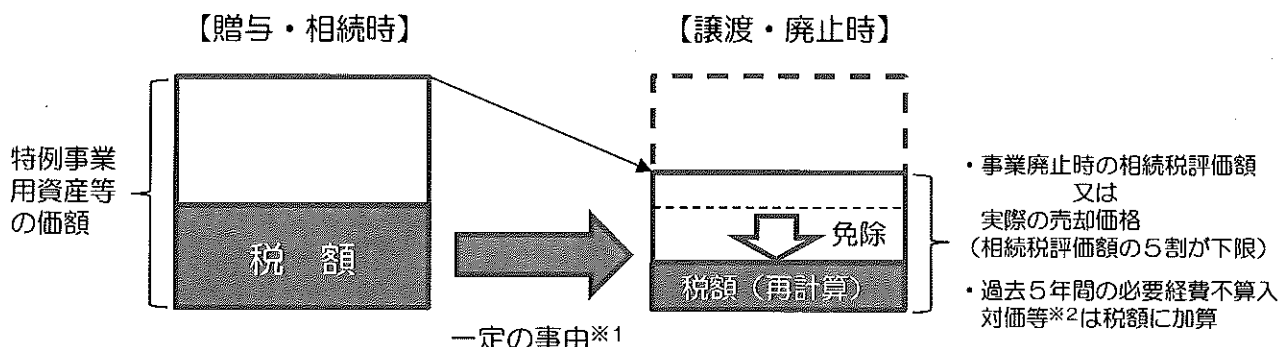
最初の贈与の日から1年を経過する日(×2年11月1日)までの間の贈与(相続等)が対象となります。



(注) 適用対象となるものは平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間の贈与・相続等に限りです。

事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります。)を基に贈与(相続)税額等を再計算し、再計算した税額と過去5年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます(再計算した税額は納付)。



※1 特例事業用資産等に係る事業について、①直前3年中2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合、②直前3年中2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

2 「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

〔参考〕 小規模宅地等の特例

(1) 特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

(2) 個人版事業承継税制との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※1。
ハ	貸付事業用宅地等	「 $400\text{㎡} - 2 \times \left(A \times \frac{200}{330} + B \times \frac{200}{400} + C \right)$ 」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※2。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません※1。

※1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

2 Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

〔参考〕 個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 平成40年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく認定、確認及びそれに係る申請書・報告書の提出に関する窓口は後継者の主たる事務所が所在する都道府県です。

また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については先代事業者の主たる事務所が所在する都道府県になります。

<各都道府県のお問合せ先>

平成31年4月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	商工労働部 中小企業振興課	023-630-2359	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 商政課	027-226-3339	広島県	商工労働局 経営革新課	082-513-3370
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 創業・経営支援課	025-280-5240	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 経営支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 経営支援課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 企業立地・支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2616
長野県	産業労働部 産業立地・経営支援課	026-235-7195	熊本県	【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 経営金融課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 産業政策課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部地域産業・技術振興課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html】

県税事務所別電子申告利用率

	平成30年度（31年4月1日現在）		
	全申告件数	電子申告による 申告件数	利用率
さいたま	36,585	24,891	68.04%
川口	28,173	19,208	68.18%
上尾	10,555	7,336	69.50%
朝霞	11,570	7,709	66.63%
川越	17,753	12,343	69.53%
所沢	11,315	7,719	68.22%
飯能	7,554	5,116	67.73%
東松山	5,303	3,703	69.83%
秩父	2,721	1,961	72.07%
本庄	3,454	2,347	67.95%
熊谷	9,381	6,371	67.91%
行田	5,730	4,135	72.16%
春日部	16,057	10,988	68.43%
越谷	26,593	18,692	70.29%
全県	192,744	132,519	68.75%

※ 地方電子化協議会提供の「電子申告利用率」では、重複データ・不受理データ等の件数も含め、利用者からeLTAXに送信された総件数を集計したものです。

この集計表は、総務省自治税務局企画課「電子申告等の利用率等の調べ等について(照会)」の調査要件(重複データ・不受理データ等審査済みとせず、課税に使用しなかったデータを除く。)と合わせて、県税務システムデータにより算出しています。(地方電子化協議会発表の利用率とは一致しないことに留意してください。)

熊谷支店20周年記念

入場
無料

事前予約制

定員

500名

杉村太蔵氏

経済講演会

開催日時

2019年8月2日(金)

15:00~17:00 (開場 14:30)

収容人員に限りがございますので、事前にご予約いただきますようお願いいたします。
定員に達しました場合、お断りさせていただくこともございますので予めご了承ください。

演題

人生100年時代、
タイゾー流株式投資入門

講師

杉村太蔵氏

元衆議院議員

講師プロフィール

北海道旭川市出身。派遣社員から外資系証券会社勤務を経て、2005年9月総選挙で最年少当選を果たす。厚生労働委員会、決算行政監視委員会に所属。労働問題を専門に、特にニート・フリーター問題など若年者雇用の環境改善に尽力。実業家・投資家としても活躍中。私生活では三児の父。
現在、TBS「サンデージャポン」日本テレビ「幸せ！ボンビーガール」ラジオ日経「マーケットプレス」などメディアで活動。

会場

熊谷市立文化センター文化会館

お申し込み・
お問い合わせ

カスタマーセンター

0120-310-273

Humanilation——信頼のきずな

MITO

水戸証券

商号等 / 水戸証券株式会社

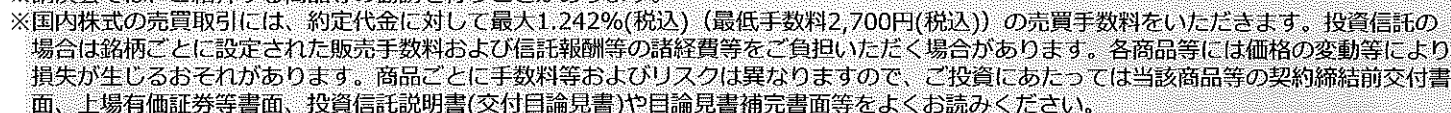
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号

加入協会 / 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

<https://www.mito.co.jp/>



〒360-0036 熊谷市桜木町二丁目33番地2



いつから変更されるの？

- 2019年7月16日（火）以降の取引について、取引日から起算して3営業日目（T + 2 日）に受渡しが行われます。

具体的な日程については、以下のスケジュールを参考にしてください。

取引日	受渡日までのスケジュール					
	7/11(木)	7/12(金)	7/16(火)	7/17(水)	7/18(木)	7/19(金)
7/11(木)	取引日 (T)	(T+1)	(T+2)	受渡日 (T+3)		
7/12(金)		取引日 (T)	(T+1)	(T+2)	受渡日 (T+3)	

制 度 変 更

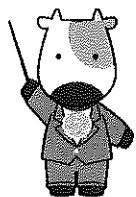
7/16(火)			取引日 (T)	(T+1)	受渡日 (T+2)	
7/17(水)				取引日 (T)	(T+1)	受渡日 (T+2)

※ 2019年7月15日（月）は祝日（海の日）のため、7月13日（土）から7月15日（月）までは休業日となります。

※ システム稼働等に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により上記スケジュールが変更となる可能性があります。

どうして受渡日を早めることにしたの？

- 受渡日を早めることにより未決済残高を減らす等して、決済リスクを低減させることがねらいです。
- アメリカ・欧州等の海外の主要市場では、すでに受渡日は取引日から起算して3営業日目（T + 2 日）となっています。



お問い合わせは、以下の証券会社まで...

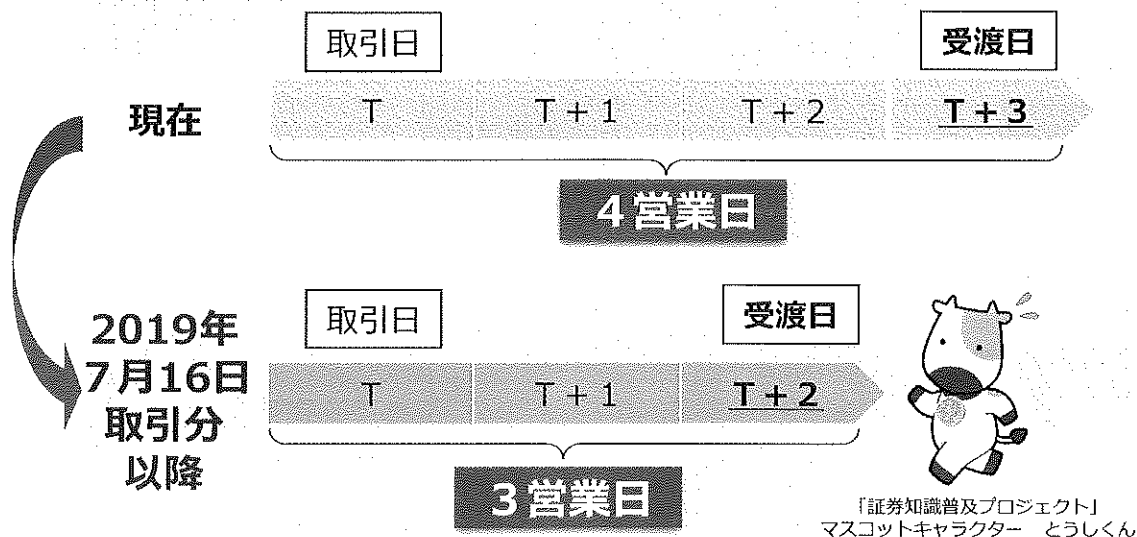
「証券知識普及プロジェクト」マスコットキャラクター とうしくん

〒300-0037 埼玉県熊谷市筑波3-19-3
水戸証券株式会社 熊谷支店
TEL(048)500-0310

株式等の受渡日が1営業日早まります

(2019年7月16日の取引(約定)より)

受渡日のスケジュールイメージ



どんな取引について受渡日が早まるの？

- 上場有価証券（上場国債を除いた、上場株式、上場ETF、上場REIT等）の取引が対象です。
※その他の取引については、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

何が変わるの？

- お客様にとって、主に、以下の取扱いに変更が生じる又は変更が生じる可能性があります。
 - ① 買付有価証券及び売付代金のお客様への受渡しがこれまでより1営業日早まり、取引日から起算して3営業日目（T+2日）に行われます。
 - ② 取引後、買付代金及び売付有価証券の証券会社へ預託する期限が早まる場合があります。
あらかじめ買付代金及び売付有価証券を証券会社に預託している場合には、影響はありません。
 - ③ 権利付売買最終日が、決算日等の権利確定日から起算して3営業日前の日になります（現在は4営業日前の日）。

※詳細はお取引のある証券会社にお問い合わせください。

日本証券業協会、東京証券取引所、日本証券クリアリング機構
証券保管振替機構、大阪取引所、名古屋証券取引所
福岡証券取引所、札幌証券取引所、SBIジャパンネクスト証券、チャイエックス・ジャパン